

セーフティネット保証5号認定申請の主な変更点について(令和6年12月以降)

1. 売上高要件において指定業種と非指定業種の両方を営んでいる事業者の要件の統一

これまでは兼業の状況により認定要件が3パターンに分かれていましたが、2パターンに変更されます。

令和6年11月30日まで	令和6年12月1日以降
・1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 ・兼業者であって、営んでいる複数の事業が 全て指定業種に属する場合	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合
兼業者であって、主たる事業が属する業種が 指定業種に該当する場合	指定業種と非指定業種を営んでいる場合
兼業者であって、1以上の指定業種に属する事業を 営んでいる場合	

2. 創業者の認定基準における売上高の比較対象期間の変更

令和6年11月30日まで	令和6年12月1日以降
最近1か月の売上高と <u>最近1か月を含む 最近3か月間</u> の平均売上高を比較	最近1か月の売上高と <u>その直前の3か月の 月平均売上高</u> を比較

3. 利益率要件の追加

為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益率の減少が生じている場合に申請を行うことが可能になりました。具体的な要件は以下のとおりです。

なお、単純な役員報酬の増加等、外的要因によらない費用の増加については対象外となります。

令和6年12月1日以降
【「指定業種の事業」のみを営んでいる場合】 最近3か月の月平均売上高営業利益率が、前年同期と比較して20%以上減少していること
【「指定業種の事業」と「非指定業種の事業」の両方を営んでいる場合】 最近3か月における「指定業種の事業」の売上高が「企業全体」の売上高の5%以上を占めており、かつ、「企業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること

※売上高営業利益率(%)=(営業利益÷売上高)×100

4. 申請時の必要書類の追加

利益率要件を用いて申請を行う場合は、従来の資料に加えて試算表の提出が必須となります。

なお、指定業種と非指定業種を兼業している場合は、それぞれの事業毎の売上高営業利益率の把握が必要となることから、試算表もそれぞれの事業毎に必要となります。